

河内町告示第36号

令和元年第3回（9月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月21日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 令和元年9月5日

2. 場 所 河内町議会議場

令和元年第3回（9月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	9月5日	木	午前10時	本 会 議	開会 議員派遣の報告 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑 議案第1号～議案第12号 議案説明 認定第1号及び認定第2号 概要説明 決算審査特別委員会付託 請願第1号 常任委員会付託 散会 本会議終了後 決算審査特別委員会
2	9月6日	金	午前9時	委 員 会	決算審査特別委員会
3	9月7日	土		休 会	議案調査
4	9月8日	日		休 会	議案調査
5	9月9日	月	午前9時30分	委 員 会	常任委員会
6	9月10日	火		休 会	議案調査
7	9月11日	水		休 会	議案調査
8	9月12日	木	午前10時	本 会 議	開議 議員派遣の件 一般質問 議案第1号～議案第12号 質疑・討論・採決 決算審査特別委員長報告 認定第1号及び認定第2号 採決 付託案件に対する常任委員長報告 請願第1号 質疑・討論・採決 閉会

令和元年第3回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和元年9月5日 午前10時05分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	仲代直人君
上下水道課長	香取秀一君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	足立誠君
税務課長	伊藤英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 会議録署名議員

- 3番 高橋 稔 君
5番 小更 雅之 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年9月5日（木曜日）

午前10時05分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 議員派遣の報告について
日程4. 報告第1号 平成30年度河内町健全化判断比率の報告について
報告第2号 平成30年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について
報告第3号 平成30年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
日程5. 議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例
議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）
議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第12号 河内町教育委員会委員の任命について
日程6. 認定第1号
（1）平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
（2）平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

- (3) 平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- (4) 平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- (5) 平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
- (6) 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成30年度河内町水道事業会計決算の認定

日程7. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について

日程8. 議員提出議案第1号 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告について

日程4. 報告第1号

報告第2号

報告第3号

日程5. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

日程6. 認定第1号

認定第2号

日程7. 請願第1号

日程8. 議員提出議案第1号

午前10時05分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまより令和元年第3回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（野澤良治君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、3番高橋 稔君、5番小更雅之君、両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日9月5日から9月12日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日9月5日から9月12日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程3、議員派遣の報告です。

去る6月27日から29日まで行政視察を実施し、11名の議員が参加しました。

ここで、代表して服部 隆君に報告を願います。

服部 隆君、登壇願います。

〔8番服部 隆君登壇〕

○8番（服部 隆君） おはようございます。それでは、河内町議会議員行政視察研修報告をさせていただきます。

河内町議会は、令和元年6月27日から29日までの3日間の日程で、北海道浦河町並びに栗山町の行政視察を行いました。野澤議長を初め議員11名と事務局1名の総勢12名で、議会改革の先進的な取り組み事例を視察研修してまいりました。

今年度から始まる美浦村と河内町の中学生を対象とした青少年育成交流事業の交流先となる浦河町は、北海道日高振興局管内の南部に位置し、北に日高山脈、南は太平洋に面し

た豊かで住みよい自然環境に恵まれた土地で、地域間交流の中核となる優駿の里公園や5,000人町民乗馬の拠点となる乗馬公園を整備し、競走馬を広く活用したまちづくりを目指しております。

河内町議会でも協議を重ねている議員定数について、浦河町議会では、平成27年の議会選挙において、定数18名に対して同数の立候補届け出しかなく、無投票当選となったことで議員定数削減の声が高まり、議会改革に取り組み同年12月の定例会にて、議長を除く17名で構成する「議員定数調査特別委員会」が設置され、計9回にわたる審議の末、10年ぶりとなる2名削減の定数改正となり、削減による実情や今後の取り組み等を伺うことができました。

また、子供たちがお世話になる「JRA日高育成牧場」では、広大な敷地に世界でも類を見ない馬場に圧倒され、「うらかわ優駿ビレッジAERU」は総合保養施設として第3セクターが運営に当たり、とてもすばらしい観光拠点施設となっており、子供たちにとって、大自然の中での多くの人や馬との触れ合いが貴重な体験になるものと確信いたしました。

続いて、栗山町は、道都札幌市、空の玄関口新千歳空港、港湾苫小牧市からそれぞれ約1時間の北海道中央部に位置する豊かな自然に囲まれた町で、里山の自然を復元する計画づくりを実施し、町民参加による自然観察会やビオトープ事業などが手づくりにより展開された、「ふるさとは栗山です。」をまちづくりの合い言葉に、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりが進められております。

栗山町議会においては、平成18年に全国で初めて議会基本条例を制定するなど、議会改革の先駆けを取り組み、実践していることから、全国から多くの視察団体が訪れています。議会改革推進会議を設置し条例の目的が達成されているかを検討、見直しを続け、町民から議会運営に関して提言を聴取する議会モニターの設置や、有識者に政策づくりへの提言をもらう議会サポーターの導入等、町民参加を基本とした議会改革にも取り組まれ、議会報告会の運営や議会改革の成果並びに議会の変化についても伺うことができました。

それぞれの自治体における研修は、大変有意義なものであり、この視察研修の成果を踏まえ、より一層町民の負託に応えるべく議会・議員活動に取り組み、当町のこれからのまちづくり、地域振興に向けて議会一同努力してまいります。

以上、報告といたします。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

○議長（野澤良治君） 日程4から日程6の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和元年第3回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議会議員の皆さん方の行政視察研修の報告がございました。私も6月22日から29日まで、関東町村会主催の海外行政調査に参加してまいりました。研修先はフィンランド、スウェーデン、ノルウェーの北欧3カ国です。

北欧の都市は、日本の繁華街に見られるような華やかな看板などはなく、中世からの古い建物や町並みが美しく、その落ち着いたたたずまいは非常に好感が持てるものでありました。

我が国では、7月に参議院選挙がありました。投票率は50%にも達しませんでした。スウェーデンでは、若者の政治への参加意識が高く、投票率も20代で80%を超えています。若者の政治に関心が高い背景には、若者の声を政策に反映させるシステムが社会の中に組み込まれているからだと思います。

この3カ国は、教育は国づくりの重要な柱との位置づけが強いようで、GDPに対する教育費の割合が高く、2015年OECD加盟国の中でも、いずれも5番目までにランクされています。我が国はと言いますと、残念なことに最下位でありました。加えて教育費の公費負担率も高く、3カ国ともほぼ100%ということでもあります。

短い時間でありましたが、参加した国の首長さんとの語らいや情報交換は大きな刺激となり、まちづくりに対する決意も新たに北欧の地を後にしました。

余談ではありますが、日本を離れてから時間がたつにつれ、温かい塩おにぎりがむしゅに恋しくなった次第であります。

これから秋の気配が日を追って深まってまいります。議員の皆様には、引き続き町の発展のためにご活躍されますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次ご説明申し上げます。

報告第1号 平成30年度河内町健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

報告第2号 平成30年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告並びに報告第3号 平成30年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、住民基本台帳法施行令の改正により、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、幼児教育・保育の無償化に伴い、河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例及び議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に6,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,624万4,000円とするものであります。

議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に105万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,406万5,000円とするものであります。

議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に131万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,545万9,000円とするものであります。

議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,601万6,000円とするものであります。

議案第12号 河内町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本件は、河内町教育委員会委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算及び平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

認定第2号 平成30年度河内町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年度河内町水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

以上、報告3件、議案12件及び認定2件についてご審議方よろしくお願いを申し上げます

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程4、報告第1号から報告第3号までを一括して議題といたします。

報告第1号から報告第3号までの質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号から報告第3号の報告が終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第1号から議案第12号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

足立子育て支援課長。

○子育て支援課長（足立 誠君） 議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、幼児教育・保育無償化を実施することから、幼稚園、保育所、認定こども園等の特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業施設を利用する保護者の利用者負担額について、必要な事項を定めるものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

本件は、婚姻等により氏の変更があった者について、住民票等に旧氏を記載することを可能とするための住民基本台帳法施行令の一部改正があり、令和元年11月5日に施行されることに伴い、旧氏での印鑑登録等が可能となるよう本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

本件は、幼児教育・保育の無償化に伴い、河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することから、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、園児（1号認定）が河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において費用負担利用者に該当することに伴い、本条例から削るものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する

法律施行令の一部改正に伴い、償還金の支払い猶予や償還免除の明確化、資産・収入を調査する権限が付与されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

この条例の施行日は、公布の日からでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

足立子育て支援課長。

○子育て支援課長（足立 誠君） 議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、幼児教育・保育無償化を実施することから「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、3歳から5歳までの2号認定者の食事の提供に要する費用について、幼稚園、保育所、認定こども園の特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が保護者から支払いを受けることができることに改めます。

また、減免措置の対象範囲を年収約360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降子どもまで拡充するものであります。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例及び議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例及び議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、概要説明をいたします。

本件は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、下水道使用料並びに水道使用料、受託工事料及び水道加入金の消費税相当額の算定を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）の概要についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に6,354万7,000円を追加し、予算総額を44億8,624万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしましては、5ページをごらんください。

分担金及び負担金の民生費負担金につきましては、本年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い現年度分入園児利用者負担金780万2,000円を減額、国庫支出金の商工費国庫補助金につきましては、消費税増税に伴う景気対策として発行するプレミアム付商品券の事業費補助金858万5,000円を増額計上、ふるさと創生基金繰入金につきましては、イルミネーション実行委員会補助金への繰入分として1,000万円、繰越金は、本補正予算の財源調整のため4,553万6,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、7ページをごらんください。

総務管理費の一般管理費につきましては、本庁舎エアコン交換工事費として845万9,000円、補助金につきましては、小巻地区集会所整備として500万円を計上、ふるさとづくり事業費につきましては、かわちイルミネーション実行委員会への補助金として1,000万円を増額計上するものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

児童福祉費のこども園運営費につきましては、認定こども園統合基本計画に基づき基本設計委託料1,000万円を計上、委託保育料につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、民間こども園等の利用者負担相当分として599万9,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

商工費につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、消費税増税に伴う景気対策として発行するプレミアム付商品券の事業費補助金858万5,000円を増額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、当初予算の額に105万円を追加し、予算の総額を12億3,406万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、繰越金105万円を増額計上するものであります。

歳出といたしましては、償還金及び還付加算金105万円を増額計上するものであります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明させていただきます。

本件は、令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、当初予算に131万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,545万9,000円としたものであります。

歳入の主なものにつきまして、国庫支出金14万6,000円、支払基金交付金11万1,000円、繰越金95万1,000円を増額するものであります。

歳出の主なものにつきまして、一般管理費8万7,000円、介護予防事業費42万5,000円、償還金81万1,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、当初予算の額に20万円を追加し、予算の総額を1億1,601万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、諸収入20万円を増額計上するものであります。

歳出といたしましては、償還金及び還付加算金20万円を増額計上するものであります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第12号 河内町教育委員会委員の任命について、担当課長に説明を求めます。諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第12号 河内町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

河内町教育委員会委員根本幹朗氏が、令和元年11月24日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてから議案第12号 河内町教育委員会委員の任命についての計12件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、9月12日に質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（野澤良治君） 日程6、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

ここで、認定第1号について概要説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 認定第1号 平成30年度河内町一般・特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

（1）平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額50億6,812万円に対し収入済額50億970万1,000円（前年度49億7,384万6,000円）、歳出総額は、予算現額50億6,812万円に対し支出済額46億4,588万円（前年度45億4,106万7,000円）で、歳入歳出差引額は3億6,382万1,000円です。

前年度比では、歳入総額に対し0.7%の増、歳出総額に対し2.3%の増でございます。

歳入の款別の内訳といたしましては、1款町税9億985万8,000円、2款地方譲与税9,922万7,000円、3款利子割交付金142万9,000円、4款配当割交付金326万6,000円、5款株式等譲渡所得割交付金281万7,000円、6款地方消費税交付金1億5,207万7,000円、7款ゴルフ場利用税交付金1,490万2,000円、8款自動車取得税交付金2,727万7,000円、9款地方特例交付金262万円、10款地方交付税16億9,496万5,000円、11款交通安全対策特別交付金93万7,000円、12款分担金及び負担金2,853万4,000円、13款使用料及び手数料2,127万円、14款国庫支出金3億501万4,000円、15款県支出金3億6,790万7,000円、16款財産収入42万2,000円、17款寄附金4億7,167万6,000円、18款繰入金7,303万1,000円、19款繰越金4億3,277万9,000円、次のページをごらんください。20款諸収入2億5,509万2,000円、21款町

債 1 億4,460万円。

歳出の款別の内訳をご説明申し上げます。

1 款議会費8,353万3,000円、2 款総務費15億29万3,000円、3 款民生費13億1,205万2,000円、4 款衛生費2 億8,304万4,000円、6 款農林水産業費1 億4,892万3,000円、7 款商工費1,522万円、8 款土木費4 億6,715万9,000円、9 款消防費1 億8,797万9,000円、10 款教育費3 億8,696万1,000円、12 款公債費2 億6,071万7,000円でございます。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

続きまして、(2) 平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額3 億4,075万3,000円に対し収入済額3 億2,512万4,000円（前年度3 億1,792万4,000円）、歳出総額は、予算現額3 億4,075万3,000円に対し支出済額3 億164万5,000円（前年度3 億496万3,000円）で、歳入歳出差引額は2,347万9,000円でございます。

前年度比では、歳入総額に対し2.3%の増、歳出総額に対し1.1%の減でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,531万4,000円、国庫支出金1,160万円、繰入金2 億2,758万5,000円、繰越金1,296万1,000円、町債3,230万円で、歳入総額の98.4%となっております。

歳出につきまして、下水道事業費9,944万3,000円、公債費2 億220万2,000円でございます。

次のページをごらんください。以上が、下水道事業特別会計決算の概要でございます。

続きまして、(3) 平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額13億4,944万2,000円に対し収入済額13億6,923万4,000円（前年度15億2,528万8,000円）、歳出総額は、予算現額13億4,944万2,000円に対し支出済額12億3,382万6,000円（前年度13億9,997万3,000円）で、歳入歳出差引額1 億3,540万8,000円でございます。

前年度比では、歳入総額に対し10.2%の減、歳出総額に対しても11.9%の減でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3 億1,465万5,000円、県支出金8 億1,187万6,000円、繰入金1 億233万2,000円で、歳入総額の89.7%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費7 億9,658万8,000円、国民健康保険事業費納付金3 億3,297万5,000円で、歳出総額の91.5%を占めております。

以上が、国民健康保険特別会計の決算の概要でございます。

続きまして、(4) 平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額11億4,426万6,000円に対し収入済額11億5,362万円（前年度11億1,221万1,000円）、歳出総額は、予算現額11億4,426万6,000円に対し支出済額10億8,148万円（前年度10億160万4,000円）で、歳入歳出差引額7,214万円でございます。

前年度比では、歳入総額に対し3.7%の増、歳出総額に対し8.0%の増でございます。

歳入の主なものは、保険料2億2,848万8,000円、国庫支出金2億3,557万4,000円、支払基金交付金2億6,779万9,000円、県支出金1億4,980万1,000円、繰入金1億6,123万6,000円で、歳入総額の90.4%を占めております。

歳出の主なものは、総務費3,178万4,000円、保険給付費9億5,411万7,000円、地域支援事業費4,046万2,000円、基金積立金5,000万円で、歳出総額の99.5%を占めております。

以上が、介護保険特別会計決算の概要でございます。

4ページをごらんください。

続きまして、（5）平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額909万7,000円に対し収入済額891万6,000円（前年度924万3,000円）、歳出総額は、予算現額909万7,000円に対し支出済額862万9,000円（前年度836万5,000円）で、歳入歳出差引額28万7,000円でございます。

前年度比では、歳入総額に対し3.5%の減、歳出総額に対し3.2%の増でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料185万2,000円、繰入金618万5,000円で、歳入総額の90.1%を占めております。

歳出の主なものは、総務費722万2,000円で、歳出総額の83.7%を占めております。

以上が、介護サービス事業特別会計の決算の概要でございます。

続きまして、（6）平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額1億1,122万4,000円に対し収入済額1億1,162万7,000円（前年度1億410万2,000円）、歳出総額は、予算現額1億1,122万4,000円に対し支出済額1億667万1,000円（前年度1億36万5,000円）で、歳入歳出差引額495万6,000円でございます。

前年度比では、歳入総額に対し7.2%の増、歳出総額に対し6.3%の増でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料7,389万円、繰入金3,209万円で、歳入総額の94.9%を占めております。

歳出につきましては、総務費131万円、後期高齢者医療広域連合納付金1億292万1,000円で、歳出総額の97.7%を占めております。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要でございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、認定第2号について概要説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 認定第2号 平成30年度河内町水道事業会計決算についての概要説明をいたします。

収益的収入及び支出の決算につきましては、営業収益及び営業外収益の合計収入額2億3,479万1,000円に対しまして、営業費用及び営業外費用の支出合計額は2億3,463万7,000円であり、15万4,000円の剰余金が発生しております。

資本的収入及び支出の決算につきましては、収入はございませんでした。支出につきましては5,982万7,000円で、収入が支出に対して不足する額5,982万7,000円は、全額を過年度損益勘定留保資金で補填いたしております。

貸借対照表につきましては、固定資産、流動資産を合わせました資産の合計が15億6,473万7,000円で、負債の部、資本の部を合わせました負債資本の合計も同額となっております。

剰余金計算書につきましては、利益剰余金の部は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び当該年度未処分利益剰余金の合計額が8,709万7,000円となっております。

なお、当該年度未処分利益剰余金につきましては、6月議会におきまして全額建設改良積立金に積み立てる旨、議決を得ております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。決算の概要説明は終わりました。

次に、監査委員福智正之君に監査の報告を求めます。

〔監査委員福智正之君登壇〕

○監査委員（福智正之君） それでは、監査結果を報告いたします。

初めに、認定第1号に係る平成30年度河内町各会計決算監査の報告をいたします。

平成30年度河内町各会計決算について、令和元年7月11日、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつ、その計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

令和元年9月5日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

続きまして、認定第2号に係る平成30年度河内町水道事業会計の決算監査の報告をいたします。

平成30年度河内町水道事業会計決算について、令和元年7月11日、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつ、その計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

令和元年9月5日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征

以上であります。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。監査の報告は終わりました。
お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

これにより決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。
暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前10時59分開議

○議長（野澤良治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長に星野初英君、副委員長に大野佳美君、以上でございます。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程表のとおりです。十分なる審査の上、来る9月12日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程7、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は所管の教育厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日9月12日本会議において、常任委員長による報告をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程8、議員提出議案第1号 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

7 番雑賀 茂君。

〔7 番雑賀 茂君登壇〕

○7 番（雑賀 茂君） 提出者を代表いたしまして、河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、議案のとおり、現在の定数12名から1名減の11名に改めるもので、直近の一般選挙から適用されるものでございます。

前回の改正は、平成23年9月定例会において、14名から2名減の12名となり現在に至っております。その後、4年前にも議員定数について議会全員協議会で鋭意協議された経過もあり、継続的な協議に至っております。

今回、議員全員の意見の一致は見ませんでした。4名の強い意志もございまして、議案の提出に至ったものでございます。

その主な理由といたしましては、私たちを取り巻く環境、特に人口、すなわち有権者の減により議員数もみずから律することが必至であり、定数減に至ったものでございます。

前回平成23年の改正時の人口は1万442人、ことし8月1日の人口は8,818人、この8年間で1,624人（増減率16%）も減少しておる現況をどう捉えるべきなのか、我々議員といたしましても身を切る覚悟も必要ではないかと思っております。

また、県内市町村においても定数を減らしており、市の部では土浦市4名の減、鹿嶋市1名の減、行方市2名の減、銚田市2名の減、町村の部においては、大洗町1名の減、東海村2名の減、大子町2名の減、そして近隣的美浦村においては14名から2名減らし12名となっております。

ちなみに、近隣町村における議員1人当たりの住民者数で比較すると、美浦村が1,110人（河内町の1.5倍）、阿見町の場合、定数18に対して2,630人（同3.5倍）、利根町の場合、定数12に対して1,360人（同1.8倍）、河内町の場合750人と、1票の重み、その格差は歴然となっております。

今後10年先、20年先を考えると、人口の著しい減少により行財政の硬直化は否めないものであり、今回1名の減ではありますが、段階的に減らしていくことや若年層の政治への参加、そして議員報酬等も含め、今後の課題であると考えております。

議員定数を規定する要因として最も尊重すべきことは人口規模であります。政治に平等に参加する民主政治にとって、議会の規模は人口と比例関係にあるべきと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上、人口の減少、他市町村の現況、1票の格差、投票の公平性等を考慮すべきものと考え今回の改正を目指すものであり、議員各位のご賛同を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 提案者に質疑をいたします。

先ほど、提案の理由の中で、人口規模、議会の規模は人口と比例関係にあるというようなことでもありますけれども、議員もご承知のとおり、河内町は南北に2.8キロメートル、そして東西に19.2キロメートルという、非常に細長い地形の町であります。そして集落も点々とした町です。

生活点が違う生板地区の端から金江津地区の端まで、どのように住民の皆さんの声を町政に届けようとするのかをお尋ねしたいと思います。

私は、ただ単に人口だけの問題でなく、地域性も考えなければならないと思います。現に全国的に見ると、秋田県大潟村は、人口3,100人、八郎潟町では5,900人、隣の千葉県長柄町では7,100人、芝山町でも7,300人、いずれもその他多くの町村でも定数を12名で議会運営をされています。これは、紛れもなく地域性を考慮しています。

首長には執行権、そして我々議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して、適正で効率的な行財政の運営確保を目的とするものであり、その根底には、ともに町民の福祉向上という共通の大目的があり、そのためには、議員がただ単に住民の声と心を代表し代弁するだけに終わらず、常に住民の中に飛び込み、対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取るような議員活動を行うことが重要であると考えます。

そのためには、現状の定数が適正であると思いますけれども、提案者の答弁をお伺いします。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） ただいまの質問でございますが、民意の把握ということでございます。これについては、なかなか議員の多い、少ないでは判断しにくい面もあろうかと思えます。

我々は、議員の研さん、資質等の向上に努めまして、議員個人個人のそういった民意の掌握に努めていきたいと考えておる次第でございます。

それで、今回の定数については、1名の減、そして他市町村の現況等を踏まえれば、私はこの民意に把握については何ら支障はないものと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 先ほど提案者から資質というお話が出ましたけれども、議会本来の任務は、地域に多様な住民の意思を反映させ、討論を通じて町全体の統一的意思にまとめるまで高め、政策をみずからの責任において自主的に形成し、誰とでも論戦を交わし、さまざまな諸問題を解決する必要があると考えます。

私の調べる限り、提案者、この5年間の公務での行政視察は全部欠席、また、定例議会での一般質問もしない。また、今までの先輩議員が築き上げた議員削減問題は、全員一致で提出され、このように定数削減問題は議員懇談会の場でも、最終的には一人一人発言し、12人中8人が現状維持の意思を表示しました。その中でこのような議員提出議案が出されたことは、非常に、先ほど言いましたように、議員の資質を疑い、選挙目当てのパフォーマンスにしか見えません。

なぜかと言いますと、地域の方々は「もっと議員活動をしてほしい、あの人が何しているの、何もしないで」と非常に多く聞きますが、これらの現状の中で削減する必要があると考えますか、答弁をお伺いします。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 議員活動の内容については、それぞれ個人の考え方がございまして、一般質問のみが議会活動だと私は思っておりません。そういった意味から、私はそれなりに議員活動をいたしておりますので、何ら選挙民に恥じることはない、そういうように考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） もう一度、提案者に質問しますけれども、議員の資質というのはどういうことを言うんでしょうか、お伺いします。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） なかなかこれは難しい、その人、その人によって考え方も違うと思います。私なりに考えますに、議会活動、特に議決案件については是々非々、いいものはいい、悪いものは悪いで自分の意思というものははっきりと表明、行動で伝えると、そういったことが選挙民に対する理解を得られると、そういうように私は考えております。

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

確かに河内町の人口比率から見ますと多いと思いますが、全国の議員定数の12名という町村は187カ所あり、河内町は97番目にあるので、決して多いと思いません。

今後、単純に減らすのではなく、10年、20年後を見据えた中で、若い人たちにも議員になってもらいたい気持ちがあります。昔だったら、商店をやっている人、ある程度余裕がある人が名誉職的なものでやっていたと思います。しかし、現状としては生活給になっている人が多いし、若い人たちには魅力がある仕事だとは思えないものがあります。

今回は定数削減だけをやるのではなく、報酬の増額を同時に進めるということで反対いたします。

以上です。

○議長（野澤良治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 提出議員の一人として賛成討論を述べさせていただきます。

先ほど雑賀議員の提案理由の中でもありましたが、前回の改正は平成23年9月定例会において、14名から12名となり現在に至っております。その間、8年間で1,620人ほどの人口の減少が見られます。

議員定数を考えるときに、一番考えなければならないこととして人口の増減があり、前回の改正時から見ると約20%近く減っており、議員の数も2人ほど減らしてもいいのかと私は考えております。現状のままでいいという考えには納得することはできず、有権者の目から見ても理解できないのではないのかと思います。

また、定数を減らすことで民意が反映されないのではとの懸念もあろうかと思いますが、議員の数ではなかなか判断できないと私は思っております。この点においては、私も含め、議員各位の活動の向上に努めてまいりたいと考えております。頑張っていきます。

今回の改正は必要最小限の1人の減でありますので、民意が反映されないということは論外であろうと思います。

以上、人口の減少、財政状況そして県内市町村の定数を減らしている状況、1票の格差等を考慮すると、議員定数は減らすべきであると思っておりますので、賛成の意思を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 次に、反対者の発言を許します。

1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 私からも、定数削減の件について反対討論をさせていただきます。

さきに同志議員からも質疑等々ありましたので、内容に重複する部分がありましたらご容赦願いたいと思います。

発議内容によると、他の市町村で定数削減している、または1票の格差が云々ということをお述べられておまして、それを重きと承知して、そのために削減するんだというように私は理解したんですけれども、意見として議論するのは大いに結構だと思います。それでも今回のこの件は、さきの全員協議会の中でも大体決まったことではないのかと私自身思っております。それが、今回、またこの場でお出されて、思いがけない人から思いがけない言葉が出されている、そのことにびっくりしているところです。

余り聞き苦しい言葉はできるだけ出さないように気をつけますけれども、定数削減という前に、先ほども話しておりましたけれども、それぞれが襟を正して議員の資質、そういうものをますます向上させる、そういうことが必要ではないかと、私はこれを一番に思っております。

それと、何事も、今、小更議員も言いましたけれども、研さん、何とかの向上に努めて

いるとか、これからも努めていくんだとか、そういうふうに言っていましたけれども、私はその何事も研さん、協力を惜しまない人たちから、十分考えた末に協議されて、それで出された案件ならまだしも、相反している言葉、私どもから思えば間違っただもとれる、そういう意見が出てきては、到底私どもは受け入れられるものではないと。もちろん説得力にも欠けているのではないかと、私はそういうふうに思っております。

それはともかくとして、さきに同志議員からも述べられているように、市町村それぞれ地域性、また特性もありますので、そこを十分に理解してほしいと思っております。ましてやここ数年、河内町で、一つには小中一貫校が設立されまして、全てが解決したかに見えるところもありますけれども、町全体を見回しても、まだまだ改善しなければならないことがあることは、皆さんご承知のとおりであると思えます。そのほかにも問題は山積しているはずです。みんなで知恵を絞り、そして相談しているところというのはご理解の上、そういう発言をされているのか、そこをちょっと疑います。

今ここで人を減らして、1人でも少ない人数で話し合いをしていこうということなのか、どう見ても私は今ではないと、そういうふうに思います。これは定数削減の件ですね、今ではないと思っております。

第1に、子育ての場、それにふさわしく安心・安全で住みたい、住み続けていたいというような、そういう心豊かなまちづくりをと、今、町長初め執行部も考えていることだと思います。それで私どもも、その執行部とすり合わせながら築こうとしているこの矢先に、ちょっと違うのではないかと、そういうふうに思っております。1人でも多くの良識ある考え、意見が欲しいと、そういうところであると思っておりますけれども、皆さんはどういうふうに思っているのか、いかがでしょうか。問題の違った前向きな発言が、もっと違う方向で欲しいと私は思っております。何ごとにも相反する考えではなくて、良識を持って何ごとにも参加すべきと思えます。

討論としてちょっと的が外れているかもわかりませんが、そういった内容でごく簡単ではございますけれども、その内容をもって反対討論といたします。

○議長（野澤良治君） ほかにございませんか。

討論を打ち切り採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野澤良治君） 起立4名であります。よって、議員提出議案第1号 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は否決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月12日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時23分散会